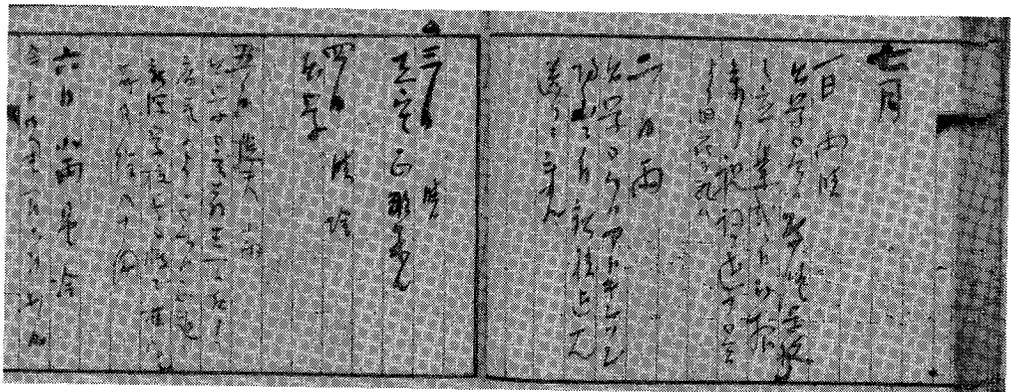
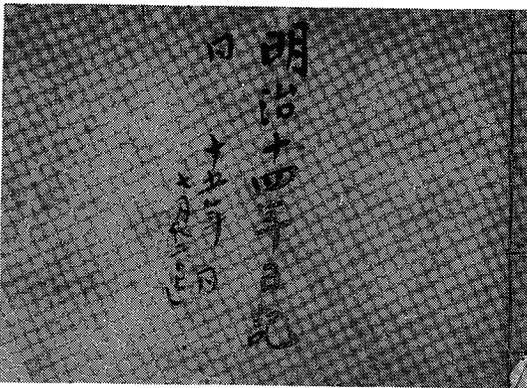


# 東京大学史史料室ニュース

第11号 1993・11・30

## 目次

達 (たっし) .....	2
国立フィリピン大学公文書館 .....	5
受贈図書一覧 .....	7
史料室日誌抄録 .....	8



本史料は、東京大学最初の総理（総長の前身）加藤弘之の日記である。東京大学史史料室では、慶応3年から大正5年までの45冊を所蔵している。主な記載事項は、天候、体調、一日の行動などで、情報量としてはそれほど多くない。保存状態はかなり良好で、破損や虫喰いは非常に少ない。

なお、現在『東京大学史紀要』（東京大学史史料室発行）において、日記の復刻が進められている。

(13cm×18cm)

## 東大の記録管理(7)

達 (たっし)

承 前

大正7(1918)年12月公布の大学令が大正8(1919)年4月から施行されるに際して、東京帝大総長が学内に宛てて発する達のシステムに大きな変化が起った。

大学令は、帝国大学を複数の学部を持つ総合大学と規定したほか、1学部の官立大学、さらに公立大学、私立大学の存在を認め、また各帝国大学の機構自体を改めるものであった。従来の法科大学を始めとした医・工・文・理・農等の各分科大学の名称も、法学部、医学部といったふうに改められた。

東京帝大では、これを受けて、従来の学内の基本的な規則であった分科大学通則を全面的に書き改め、学部通則を制定した。学部が改称されたのは、大正8年4月1日であったが、通則の方は遅れて、大正9(1920)年4月20日付けの文部大臣の許可で定められた。

さて、達に起った変化は、達の日付が、学内規則・学科課程の制定改廃の日付と切り離されたことである。そして、制定改廃の日付は文部大臣による許可の日付とされた。それは、制定改廃行為は文部大臣が行うことを示すものでもある。

前回までに紹介してきたように、規則・学科課程を制定改廃する際には、多くの場合、学内で決済を経た上で文部大臣に伺い、許可を得た後、学内で、総長名の達により各部局等に宛てて制定を伝えるという手順をとっていた。すべて文書の往復で進行するものであったので、総長による達の日付は文部大臣

表1 大正8年の制定改廃日と許可日

	規則制定 改廃日	文部大臣 許可日
法学部学科課程改定並経過規程設定	8.3.31	8.3.31
経済学部学科課程制定並経過規程設定	8.3.31	8.3.31
農学部学科課程及試験規程改正並経過規程制定	8.7.9	8.7.9
工学部学科課程並試験規程改正	8.7.28	8.7.28
理学部学科課程改正	8.7.28	8.7.28
医学部学科課程改正	8.8.15	8.8.15
文学部規程改正	8.9.10	8.9.10

許可の日付に遅れることが多かった。その日付のずれから、制定改廃の日付が許可の日付の方だということがわかれば、制定改廃を文部大臣が行ったことがわかるのである。

振り返ってみると、明治19(1886)年から30(1897)年までは達の日付が制定改廃日であり、制定改廃者は明確に総長であった。その翌年からは、公的に日付を記録する主要な場であった『東京帝国大学年報』の体裁がかわってほとんど記録が残らなくなり、その判断が困難になる。さらに、明治32(1899)年の12月から部局規則・学科課程に関しては、達(当時は分達)が廃され、文部大臣の許可文書の供閲で代用されるようになり、それが明治42(1909)年まで続いた。それやこれやで、日付や制定改廃を誰が行うのか、といったことは曖昧なままに放置されていたらしい。

大正8年の上記のような変化は、大学が再び規則の制定改廃日を明確に示すようになったことにより引き起こされたといえる。大学の組織が変わったのを機にそのような曖昧さをなくそうとしたためであろうか。ところが、その選ばれた日付は、文部大臣の許可の日付であり、明治30年までとは違って達の日付ではなかったというわけである。

日付は、ほぼ毎年刊行されていた『東京帝国大学一覧』の巻頭にある「沿革略」に記載されるようになった。大正8年について文部大臣の許可日とを比較してみると、表1のように、あきらかに両者は一致している。

そうすると、達の文面上に書かれた日付が許可日と一致していなければ、制定改廃は文部大臣が行っていたという解釈が容易に確定するわけだが、実はこれらに対応する達の起案文書も達の実物も、本部事務局庶務部の公文書綴り中には現存していない。

ただ、幸いなことに「沿革略」に記録されていない規則改正で、許可の文書と達の起案文書の両方が保存されているものがある。そこで、表2に許可の日付、達を起案した日付、達を送達した日付、そして達の文面上に書込まれた日付を比較してみた。達文面上の日付は、受領の日付か起案の日付かに揃えられている可能性はあっても、許可の日付に揃えられてはいないことが確認できる。表1の許可日が1つぐらい達の起案日とずれることのある

表2 大正8年の分科大学通則中の規程の改正と達関連の日付

分科大学通則中の改正規程名	文部大臣許可日	許可文書受領日	達に関する		
			起案の日付	送達済日付	文面上日付
学士称号規程選科規程中変更	8.3.31	8.3.31	8.4.1	8.4.1	8.4.1
副手規程中改正	8.3.31	8.3.31	8.3.31	8.4.1	8.3.31

註 受領日はいずれも4月1日と書いた後、3月31日に書き変えられている。

りそんなことを考えると、制定改廃日が許可日とされていた可能性はきわめて高い。

ところで、以上のように考えるのは順当なのだが、実は大正5（1916）年初めからの5年間については達が従来どおり存在していたという前提に立つことにも疑問の余地がある。

達の起案文書を綴り込んでいる公文書綴り『検印録』の大正4（1915）年の簿冊では、規則に関するものは従来どおり綴られている。ところが、大正7、8、9年の簿冊では、文部大臣の許可を必要とする部局規則に限っては綴り込まれていないのである。綴り込まれているのは、その他の規則、つまり許可の必要のない部局規則や細則に関してである。なお大正5、6年の簿冊は現存していない。

起案文書が綴り込まれていないことについて、2つの解釈の可能性を指摘しておきたい。

1つの解釈は、達のシステム自体は大正初めと同じであったが、それらに関しては起案文書が廃棄されたというものである。許可文書があれば、制定改廃はたどることが出来るので、分科大学通則に比べて重要でないと判断したというわけである。

もう1つの解釈は、そもそもそれらに関しては達が発せられていなかったというもので

ある。この時期も明治32年以來のまま、許可文書のほとんどに部局長の供閱済みを示す印が見られるので、供閱のみですませていたとも考えられる。

また、許可を必要とする部局規則については綴り込まれていないにもかかわらず、許可を必要としないものの方が綴り込まれているのは、前者の解釈にそえば制定改廃の記録を残すためであり、後者にそえば決裁の記録を残すためということになる。

なお、大臣の許可の不要な規則は、明治30年代には総長の「指令」で伝えられていたが、部局規則等の達が復活した明治43年には「達」で伝えられるようになっていく。

さて、法令上においても制定改廃を行う者は移行していたのだろうか。それとも、明治30年頃までの日付の考え方が忘れられていたために、便宜的に選んだ日付がたまたま許可日だったということなのだろうか。

この点を、総長の職務規程に探ってみたい。

職務規程は、最初、明治21（1888）年3月23日付けで「帝国大学総長職務規程」として文部大臣訓令で定められた。同訓令は、文部省訓令とはことなり、『官報』には掲載されず、当事者に伝えられるだけのものである。その後、明治26（1893）年9月22日付けで全

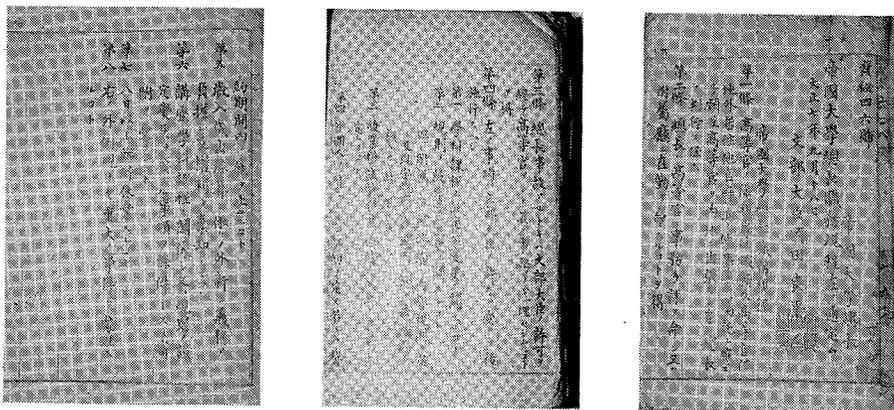


図8 帝国大学総長職務規程制定（大正7年）

『秘書』より

文改正され、大正7年9月18日付けで各帝国大学共通の「帝国大学総長職務規程」に改められた。『東京大学百年史』資料編には以上の変遷が収録されているが、後述するように、さらに明治30年の京都帝大誕生にともなって「東京帝国大学総長職務規程」となり、明治35(1902)年にも一部改正がある。

規則・学科課程の制定改廃に関しては、最初の規程では、第7条で「左ノ事項ヲ施行セントスルキハ豫メ文部大臣ノ裁可ヲ受クヘシ」と定められており、その第1項に「学科課程ヲ定ムルコト」、第2項に「諸規則ヲ定ムル事」があげられている。制定を行うのが総長であるのは明らかである。

明治26年の改正規程でも実質的に変更はなく、第4条で「左ノ事項ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケテ後施行スヘシ」とされ、第1項で同じく「学科課程ヲ定ムル事」、第2項で「規則ヲ定ムル事」とされている。

これらに対して、大正7年の新規程(図8)では表現が微妙である。第4条で「左ノ事項ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケテ後施行スヘシ」となっており、従来の表現が踏襲されている一方で、第1項は「学科課程ノ設定及変更ニ関スルコト」、第2項は「規則ノ設定及変更ニ関スルコト」となっているのである。

細かい部分にこだわると、「設定」あるいは「変更スル」行為を総長が「施行」するのではなく、「設定スル」あるいは「変更スル」行為に「関スルコト」を総長が「施行」することになったのである。

このような規定であれば、規則・学科課程を「定メル」行為と「変更スル」行為自体は、総長以外が行うように読める。その上、同条



『文部大臣達』より

図9 東京帝国大学総長職務規程中改正  
(明治35年)

第2項には、明治21年の最初の時以来ほとんど変更のない但書きがあり、「但シ附属ノ院館場園ノ内部規則ヲ定メ及既定規則ノ範囲内ニ於テ其ノ細則ヲ設クルハ此ノ限ニ在ラス」とされていて、相変わらず「定メル」という語が生き残っている。つまり、文部大臣の許可を必要としないものの方は、明確に総長が制定を行うことが示されているわけである。

「沿革略」中の大正8年の部分から制定改廃日が記入されるようになったということも、帝国大学総長職務規程が制定された翌年であるだけに、関連性を読み取りたくなる。とすれば、便宜的に選んだ日が許可日であったというだけの問題ではないであろう。

筆者は以上のように考えていたわけだが、今回の執筆のために明治35年12月11日付けの職務規程一部改正(図9)に改めて目を向けて、その変化の時期をもっと遡らせる解釈が可能なおことに気付いた。

その改正は、「第一条第一項中「高等官ノ」ノ下ニ「任地外居住」ヲ加フ」というものであった。明治26年改正の第一条「勅任官ノ除服出仕暇願ハ総長ヨリ文部大臣ニ具申シ其奏任官ニ於ケルハ文部大臣ノ委任ニ依リ之ヲ判行スルコトヲ得ノ學術研究ノ為ニ高等官ヲ内地ニ出張セシムルハ総長ノ判行ニ任ス」とは全く対応していない。むしろ大正7年に新規程として制定されたものの方が、明治35年の改正の文言とよく対応しているのである。また、規程の名称も「帝国大学……」ではなく「東京帝国大学……」となっている。明治30年に京都帝大が創設されたことにともなって、条文にかなりの手直しがあったことは間違いないわけで、制定改廃の条項についてもそうであった可能性が高い。

明治32年12月からしばらく、文部大臣の許可を要する部局規則・学科課程に関して達が行われなかったのも、あるいは明治30年の改正の結果、規則を制定改廃する者が誰かを規定する明確な文言が条文中からなくなって、許容されたためだったのかもしれない。

こう考えてみると、どうしても改正されたはずの規程を見なくなるが、その時期の公文書綴り『文部大臣達』が散佚しているばかりか、文部省側の原議も関東大震災で焼失しているために知ることができない。(以下次号)  
(群馬大学教育学部助教授 所澤 潤)

## 世界の大学図書館 (5)

### 国立フィリピン大学公文書館

永井 均

#### はじめに

「ユー・ピー」(UP)の愛称で親しまれている国立フィリピン大学はフィリピン最初の国立大学であり(1908年創立)、マニラ、ディリマン、バギオ(以上、ルソン島)、セブ(セブ島)、タクロバン(レイテ島)、イロイロ(パナイ島)等、各地に分校を有している。今回紹介するのは、マニラ市近郊のケソン・シティーに位置するUPディリマン校の公文書館(The UP Diliman Archives)である。本論に入る前に同校に付属する図書館について、その概要を素描しておきたい。

#### 付属図書館の概要

同校には約30の付属図書館があり、92年現在で合計約88万点の書籍(公文書も含む)と約1万7千種類の雑誌が所蔵されている(右図参照)。91—92年の統計によれば、この1年間で書籍は5.23%増加し、雑誌の種類は1.91%減少したという。

この他にも同校敷地内には日本占領下、比島行政府委員長として対日折衝に従事したホルヘ・B・ヴァルガスの博物館、フェルナンド・マルコス元大統領のスピーチや各地の祭典フィルムを所蔵しているUPフィルム・センターがある。

#### ディリマン校公文書館

##### (1) その履歴

図書館本館(通称ゴンザレス・ホール)の4階に位置する(2階にも別室あり)。設立のきっかけは58年の大学創立50年史の執筆にあった。クリスティーノ・ジャミス教授を中心にこの編纂事業が開始されたが、史料不備のため学外からの収集が不可欠となった。この経験が文書・資料の保管機関設立の必要性を各方面に認識させる契機になったのである。62年、大学司書副長マリーナ・G・ディリッ

図書館名	書籍数	雑誌数
<b>(1)図書館本館</b>		
人文・一般教養	88,706	—
社会科学	84,433	—
フィリピニアナ・セクション	73,518	5,074
逐次刊行物	30,051	2,565
メディア・サービス	9,993	—
小計	286,701	7,639
<b>(2)学部図書館</b>		
建築	11,628	74
ビジネス	23,269	612
経済	62,244	484
教育	54,655	1,349
工学	52,355	1,239
美術	5,810	45
家政学	15,910	345
人間動力学	5,995	105
統合学校	37,087	188
労働産業関係	8,421	831
図書館学	8,831	407
マスコミ	13,310	141
音楽	24,692	67
国家行政	25,699	319
社会事業・商業開発	7,360	86
統計センター	10,152	81
(UPバギオ校)	31,062	228)
(UPサンフェルナンド校)	9,094	30)
都市・地域計画	18,219	223
アジア・センター	46,636	485
アジア観光研究所	9,331	366
イスラム教研究	1,721	104
法学	68,947	550
科学	39,774	810
小計	592,202	9,169
合計	878,903	16,808

#### 1991年—1992年 UP 図書館所蔵文献統計

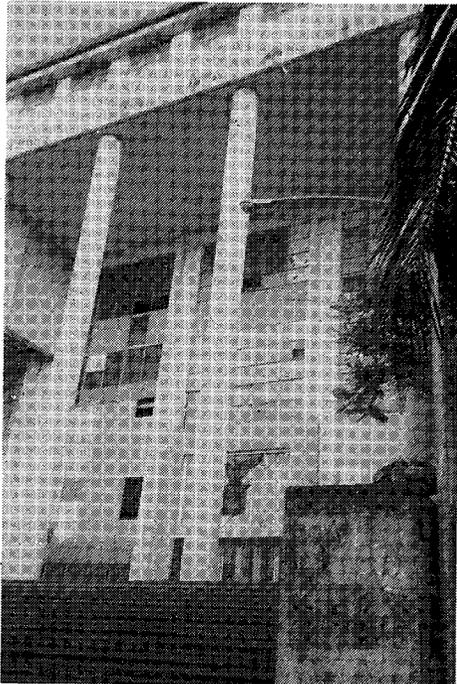
ト氏はヴィセンテ・G・シンコ学長に学内出版物及び文書の保管所として大学図書館を利用すべく進言し、学長はこれを受入れ、教員・職員に関連文書の図書館本館への送付を規定した覚書を発した。これ以降、フィリピニアナ・ディヴィジョンの付属機関として徐々に

公文書館の体裁を整え、73年には独立した場所が確保され、元学長や教員、或いはその家族から資料の提供を受けた。そして、74年6月、サルヴァドール・P・ロペス学長は「大学発展の歴史を研究する者に素材を提供する」目的のため、執行命令第13号で大学公文書館・記録保管所の設立を決定し、更に行政命令第199号で記録管理委員会を設置、文書保存計画の作成、実施状況の調査にあたらせた。

## (2) 所蔵文書及び保存状況

所蔵文書は歴代学長の文書をはじめとして、第2次大戦後、フィリピンの外相を務めたカルロス・P・ロムロ文書や、ジャーナリストとして高名なアルマンド・J・マライ文書、日本占領下、日本側に協力したとしてフィリピン政府に訴追された、いわゆる対日協力者の裁判記録 (People's Court Records) 等、5,192冊を数える。更に大学の刊行物や公報、写真も所蔵されており、これらは以下の目録 (文書リスト) で請求することができる。

- \* Inventory Guide to Personal Papers
- \* Index to UP Publications
- \* U.P. Gazette Index
- \* Board of Regents Index



## \* Photograph Index

各個人文書は、文書リストの番号順にファイルされ、いくつかのボックスに分納されている (複写も可能)。館内には扇風機はあるが空調がない。文書群は比較的新しいものの、既にかなり乾燥・破損したのものもある。夏期の気温が40度を超すことを考慮すると、保存条件は良好とはいえない。

## (3) 基本情報

本稿を終えるにあたって、文書館に関する基本データを列記しておくので参照されたい (情報は92年3月現在のもの)。

開館：月～金

(8:00～12:00、13:00～16:30)

電話：97-60-61 (Loc. 96)

入館料：20ペソ

コピー：可 (2階)。35センチボ及び60センチボ

## 参考資料

Sor. Rita C. Ferraris eds., *Philippine Archives Directory*, Manila, 1991.

Beth Nablo, *The U.P. Diliman Archives: Problems and issue re preservation and solutions of Archival Materials*, Term paper submitted to Professor Rosalie Faderon. 1992.

## [付記]

本稿は筆者の留学中 (91年—92年、アテネオ・デ・マニラ大学大学院) における調査とUP公文書館のベス・B・ナプロ女史 (Mrs. Beth B. Nablo), 国立公文書館のエドウィン・B・デストラザ氏 (Mr. Edwin B. Destraza) からのアドヴァイス・資料提供によりなったものである。両氏に対し、ここに記して謝意を表したい。

(立教大学大学院文学研究科史学専攻)

受贈図書一覧 (平成3年8月～12月)

近代日本研究 第7巻		立命館85年史資料集 (第1～8集) 目次	
慶応義塾福祉研究センター	平成3年3月	同大学	平成2年12月
沼津市博物館紀要 15		三崎臨海実験所を去来した人たち	
同市歴史民俗資料館	平成3年2月	磯野直秀	昭和63年8月
企画展解説書 愛鷹牧		モースその日その日	
沼津市明治史料館	平成3年7月	ある御雇教師と近代日本	
一橋大学学制史資料 第12集		磯野直秀	昭和62年10月
一補遺別冊一(明治19年～昭和25年)		文書館紀要 創刊号	
同大学	平成3年3月	埼玉県立文書館	昭和60年8月
一橋大学学制史資料 第12集		研究紀要 第3号	
一補遺別冊一(昭和24年～昭和50年)		尚綱大学	昭和55年2月
同大学	平成3年3月	東京大学大型計算機センター年報第21号	
資料が語る横浜の百年		同センター	平成3年9月
一幕末から昭和初期まで一		横浜開港資料館紀要 第9号	
横浜開港資料館	平成3年6月	同資料館	平成3年3月
埼玉県行政文書件名目録 土木編I		R.H. プラトン	
同県立文書館	平成3年3月	日本の灯台と横浜のまちづくりの父	
文書館紀要 第5号		横浜開港資料館	平成3年10月
同県立文書館	平成3年3月	A HISTORY OF SAINT DAVID'S	
クニッピングの明治日本回想記		UNIVERSITY COLLEGE LAMPETER	
小関恒雄	平成3年6月	Volum One : to 1898	
中央大学百年史編集ニュース 第16号		A HISTORY OF SAINT DAVID'S	
同大学	平成3年6月	UNIVERSITY COLLEGE LAMPETER	
東京都公文書館 内田祥三資料目録 (I)		Volum One : to 1898-1971	
同公文書館	平成元年3月	先端科学技術研究センター紀要 第4巻	
名古屋大学史紀要 第2号		同センター	平成3年10月
同大学	平成3年4月	駒場祭 第42回	
早稲田大学百年史 別巻I		第42期駒場祭委員会	平成3年11月
同大学	平成2年10月	東京大学の概要 平成3年度	
早稲田大学百年史 別巻II		東京大学	平成3年
同大学	平成元年12月	昭和20年代播磨の文芸活動	
武蔵野美術大学60年史		「焼け跡のルネッサンス」	
同大学	平成3年7月	姫路文学館	平成3年11月
爆弾と銀杏		東洋文化研究所の50年	
三谷 博	昭和45年1月	同研究所	平成3年11月
東京大学職員録 平成3年		東京大学出版会40年の歩み	
事務局	平成3年5月	同出版会	平成3年10月
野間教育研究所所蔵学校沿革史誌目録		早稲田大学史記要 第23巻	
(1990年度増加図書)		同大学	平成3年3月
野間教育研究所	平成3年3月	写真集名古屋大学の歴史 1871～1991	
ホップズ哲学と近代日本		同大学	平成3年12月
高橋真司	平成3年9月		

史料室日誌抄録（平成5年2月～平成5年8月）

2. 9 火 第19回東京大学史史料研究会開催。
2. 18 木 第30回東京大学史料の保存に関する委員会開催。平成6年度東京大学史史料センター（仮称）概算要求についての審議を行い、前年度と同様の内容で要求をすることで了承。
3. 15 月 史料室保管『文部省往復』のマイクロ化のため大正7年から昭和4年までのマイクロ撮影開始。
3. 17 水 東北大学より史料室の運営参考のため1名来室見学。
3. 22 月 大阪市立大学より史料室の運営参考のため1名来室見学。
3. 25 木 文部省学術国際局学術情報課長、同補佐および学内関係者数名史料室視察のため来室。
3. 30 火 「東京大学史史料室ニュース」第10号発行。
3. 31 水 『東京大学史紀要』第11号発行。
4. 9 金 教育学部図書室より資料（新聞切抜き）受け入れ。
4. 22 木 高橋進委員長、史料室の今後の運営について事務局長と会見。
4. 23 金 第20回東京大学史史料研究会開催。
5. 7 金 山上会館にて「土田直鎮先生（百年史編集委員会第2代委員長）を偲ぶ会」を開催。
5. 13 木 第31回東京大学史料の保存に関する委員会開催。
6. 10 木 宇井純氏より資料（1950、60年代のピラ等）受け入れ。
7. 8 木 第32回東京大学史料の保存に関する委員会開催。平成7年度概算要求について審議。概算要求に関するワーキング・グループの設置を決定。
7. 9 金 相原秋良氏より資料（お雇い外国人教師ケーベル博士直筆のノート等）受け入れ。
7. 13 火 ㈱霞会館へ「岩倉使節団 内なる開国展示会」の展示史料として「渡辺洪基史料」を5点貸し出し。
7. 15 木 東京大学史史料センター概算要求に関するワーキング・グループの会合を開催。

この間の閲覧者延数

学内者	23名
	（内ドイツ人5名、フランス人1名）
学外者	92名
	（内韓国人1名）

主な学外閲覧者所属機関

群馬大学、立教大学、東京農業大学、東北大学、大阪市立大学、中京大学、東洋大学、埼玉大学、東京都立大学、大阪経済法科大学、東京学芸大学、香川大学、ピッツバーグ大学、日本大学、北海道大学、茨城県庁、㈱霞会館、日光市教育委員会、大但馬展実行委員会、NHK、日本テレビ

文献撮影・複写許可件数	17件
調査（照会）件数	76件

題字 森 巨元総長

東京大学史史料室ニュース 第11号

発行日：1993年11月30日（年2回刊）

編集・発行：東京大学史史料室

東京都文京区本郷7-3-1

電話（3812）2111 内線2036

印刷所：よしみ工産株式会社

北九州市戸畑区天神1-13-5

Archives Section of the University of Tokyo